

遺産分割前の預貯金債権の仮分割仮処分制度について

前回は遺産分割前における預貯金債権行使についてお話ししましたが、今回は遺産分割前の預貯金債権の仮分割仮処分制度についてお話ししたいと思います。前回も今回も遺産分割前の預貯金債権の払い戻しに関するのですが、今回は裁判所を通じて預貯金債権の仮分割により預貯金の払い戻しを受ける方法の話になります。

1 仮分割仮処分制度の趣旨

前回もお話ししましたが、平成28年の最高裁判所大法廷判決で、預貯金債権は遺産分割の対象であるとされたため、遺産分割協議による合意を経て払戻請求をしなければならないことになりました。しかし、相続人の中には早急に資金を必要とする人もいるため、遺産分割前に裁判所を通じて預貯金債権を仮分割できる仮処分制度が利用されやすいように改正されました。

2 仮分割仮処分の要件

仮分割仮処分が認められるための要件として、①遺産分割の審判又は調停の申し立てがあった場合であること、②仮払いの必要性があると裁判所が判断した場合であること、③他の共同相続人の利益を害しない場合であることです。

①については文字通り、裁判所に遺産分割の審判や調停を申立していることが必要となります。

②の仮払いの必要性についてですが、相続財産に関する債務の弁済や相続人の生活費の支弁その他の事情により判断されます。たとえば、被相続人の医療費や入院費、光熱費の公共料金など被相続人が生前に支払うべき債務が残っていて支払う必要性がある場合、相続人自身の生活費を捻出する必要性がある場合、相続税の支払いの必要性がある場合、相続財産に係る共益費用の支払の必要性がある場合などが仮払い

の必要性の判断事情として考えられます。なお、前回お話しした遺産分割前の預貯金債権の行使では150万円の上限まで払い戻しが認められていますが、この方法で相続人の資金需要が達成できる場合には、先に遺産分割前の預貯金債権を行使すればいいので、裁判所を通じてわざわざ仮分割の仮処分をする必要がないとして、仮払いの必要性が認められないことになると思います。

③の他の共同相続人の利益を害しない場合についてですが、原則として、仮分割を求める預貯金の金額が遺産総額に対する申立人の相続分を超えない場合であることが必要になります。ただし、共同相続人のために、被相続人の債務を支払う場合など、共同相続人間の公平が害されない場合であれば、法定相続分を超える仮分割が認められることもあります。



今回は遺産分割前の預貯金債権の仮分割仮処分制度についてお話ししました。150万円以内の払い戻しであれば、前回お話しした遺産分割前の預貯金債権の行使を利用したほうが迅速かつ簡便です。ですので、150万円を超える預貯金の払い戻しが必要な場合に今回お話しした仮分割仮処分の制度を利用することになろうかと思います。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら)／
とくけん
法律事務所 徳賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より徳永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より徳永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所徳賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるように頑張っておりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。